

自転車の交通ルール違反からの事故は、刑事上の責任だけでなく、民事上も高額賠償責任をとられるケースが増えています。



自転車
は
車の仲間
です。

自転車安全利用五則を守りましょう。

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は自動車と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



2 車道は左側を通行

自転車は、道路の左側に寄って通行しなければなりません。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、安全な速度で徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければいけません。



4 安全ルールを守る

飲酒運転は禁止



自転車も飲酒運転は禁止です。

夜間はライトを点灯



前照灯および尾灯(又は反射材)をつける。

二人乗りは禁止



6歳未満の子を乗せるなどの場合は禁止、二人乗りは禁止。

信号を守る



信号機のある場所は、その信号に従う。

並進は禁止



「並進可」の標識のある場所以外では、並進禁止。

交差点での一時停止と安全確認



一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行、安全確認を忘れず。

5 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に自転車用ヘルメットを着せさせるようにしましょう。



道路交通法改正

自転車が行きできる路側帯は、道路の左側のものに限られます。また、ブレーキを備えていない自転車などは、警察官が検査や応急措置命令などをすることができるようになります。

平成25年12月までに施行予定

【罰則】 違反者にはそれぞれ法令によって定められた罰則(没収または罰金等)が課せられることとなります。

いつでもどこでも

必ずロック



固定物につなぐことは盗難防止に有効です!

防犯登録をしよう!

自転車の盗難予防及び放置予防と被害回復を
目的として実施しています。

自転車を購入し販売店・名護地区防犯協会で
登録できます。



ちゅらさん運動

名護警察署・名護地区防犯協会
名護地区安全なまちづくり推進協議会